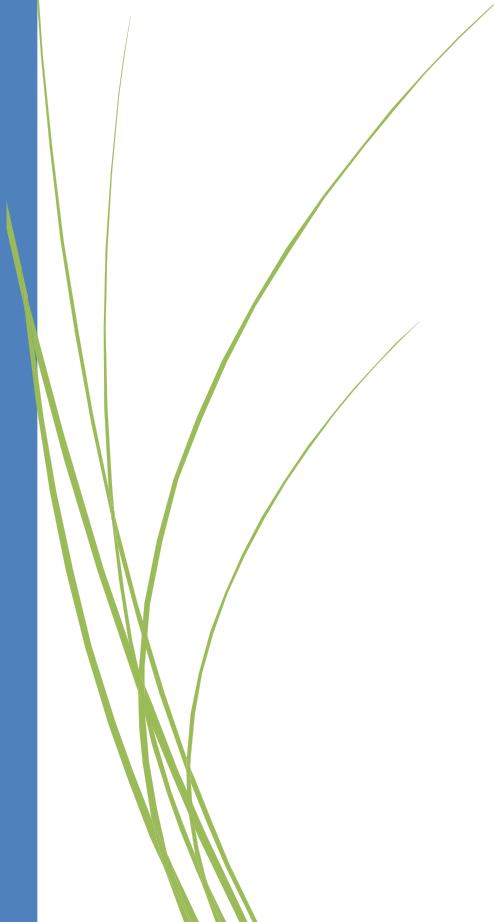




# 市川市みどりの 基本計画

## 第4次アクションプラン



令和4年2月  
市川市

# 目 次

## 市川市みどりの基本計画第4次アクションプランの基本的な考え方

1. アクションプラン策定の趣旨	1
2. 最近の動向	1
3. アクションプランの位置付け	3
4. これまでの経緯	4
5. 第4次アクションプランの考え方	4
6. リーディングプランの推進	4
7. 今後の展開	5
8. 施策の体系	6

## リーディングプランの事業

リーディングプランの事業	8
①地域コミュニティゾーン整備事業	9
②ガーデニングシティいちかわ	11
③公園施設長寿命化対策事業	13
④みどりの基本計画改定事業	15
⑤花と緑の活動への支援	17

## アクションプランの施策

アクションプランの施策	19
(1)生態系に配慮して地域の緑を守り活用します	
1) 樹林地を守り活用する	20
2) 巨木、クロマツを保存する	24
3) 水循環を保全・形成する	25
4) 農地を守り活用する	26
(2)魅力ある都市公園を創出します	
1) 緑の基盤となる都市公園を増やす	27
2) 都市公園の魅力を高める	28
(3)公共施設の緑を増やします	
1) 公共公益施設の緑を増やす	29
2) 緑の学校づくりを推進する	31
(4)民有地の緑を増やします	
1) 緑あふれるまちづくりの推進	32
(5)水と緑のネットワークを形成します	
1) 機能別のネットワークを形成する	35
(6)緑のパートナーシップを推進します	
1) 緑と花に対する関心を高める	37
2) 緑と花の組織(人)をつくる	39
3) 緑と花の活動への支援	40

# 市川市みどりの基本計画

## 第4次アクションプランの基本的な考え方

### 1. 策定の趣旨

このアクションプランは、市川市みどりの基本計画に定める将来像である「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」の実現に向けて、基本方針にそった施策の展開を具体的にどのように進めていくのか、何から推進していくのかについて実施期間やプランの具体的な項目を明らかにし、実行するために策定するものです。

### 2. 最近の動向

#### (1) 国の動向

平成29年に都市緑地法等6つの法律が改正され、都市公園の管理の方針を示し、農地を緑地として政策に組み込むため、公園緑地政策全体のマスタープランが充実化されました。

<主な改正点>

- 都市公園の再生・活性化：保育所等の設置可能、収益施設の設置管理制度の創設
- 緑地・広場の創出：民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 都市農地の保全・活用：生産緑地の面積要件緩和可能、生産緑地地区内に直売所・農家レストラン等の設置可能、田園住居地域を創設

#### (2) 持続可能な開発目標 ～SDGs（エスディーゼイズ）～

SDGsとは、2015年9月、国連持続可能な開発サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の略称で、国連加盟国193か国が持続可能な世界を目指し、2030年までの15年間で達成するために掲げた目標のことです。

この目標は、17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されており、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持っています。また、多種多様な主体の連携や環境・経済・社会の三側面統合の概念が示されています。

アクションプランでは、公園緑地と関連の深いゴール11とゴール3、4、7、11、13、15、17を踏まえて、施策を展開していきます。

11 住み続けられる  
まちづくりを



SDGsの17ゴールのうち、ゴール11は、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ことを目標にしています。

この目標の下、公園の管理運営にあたり特に重要なターゲットとなる「ターゲット11.7」が示されています。

<ターゲット11.7>

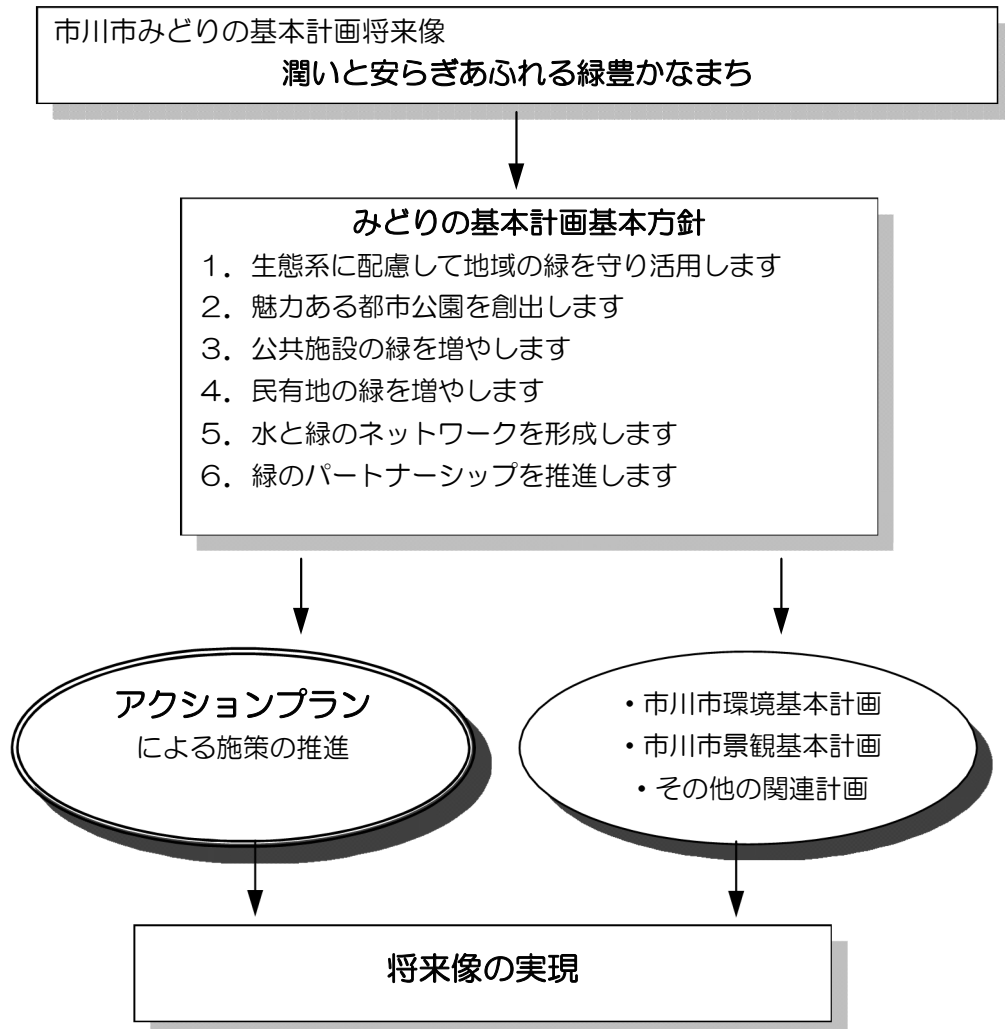
「2030年までに、女性、子ども、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。」

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用の促進</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.1. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.2. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.3. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.6. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15.5. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16.6. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.1. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>		

SDGs 17の目標

### 3. 位置付け

市川市総合計画、市川市都市計画マスタープランを受けて策定された市川市みどりの基本計画を具現化していくためのプランであり、みどりの基本計画の基本方針に基づき将来像を実現していく道筋を示します。



#### 4. これまでの経緯

平成16年3月に策定された「市川市みどりの基本計画」では、将来像である「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」を実現するため、60の施策によって緑の保全及び緑化の推進を進めることとしています。

この基本計画の実施計画である第1次～第3次アクションプランの評価は、以下のとおりです。（詳細については、ホームページで掲載しています。）

	評価A (達成)	評価B (概ね達成)	評価C (未達成)	合計
第1次アクションプラン 平成17～22年度	4事業	4事業	2事業	10事業
第2次アクションプラン 平成23～27年度	4事業	1事業	2事業	7事業
第3次アクションプラン 平成28～令和2年度	27事業	23事業	12事業	62事業

#### 5. 第4次アクションプランの考え方

第4次アクションプランでは、引き続き基本計画を推進するため、基本計画の全ての施策に関連する事業について具体的に効果や事業目標等をアクションプランとして策定し、多岐にわたる施策を総合的に推進していきます。

第4次アクションプランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とします。

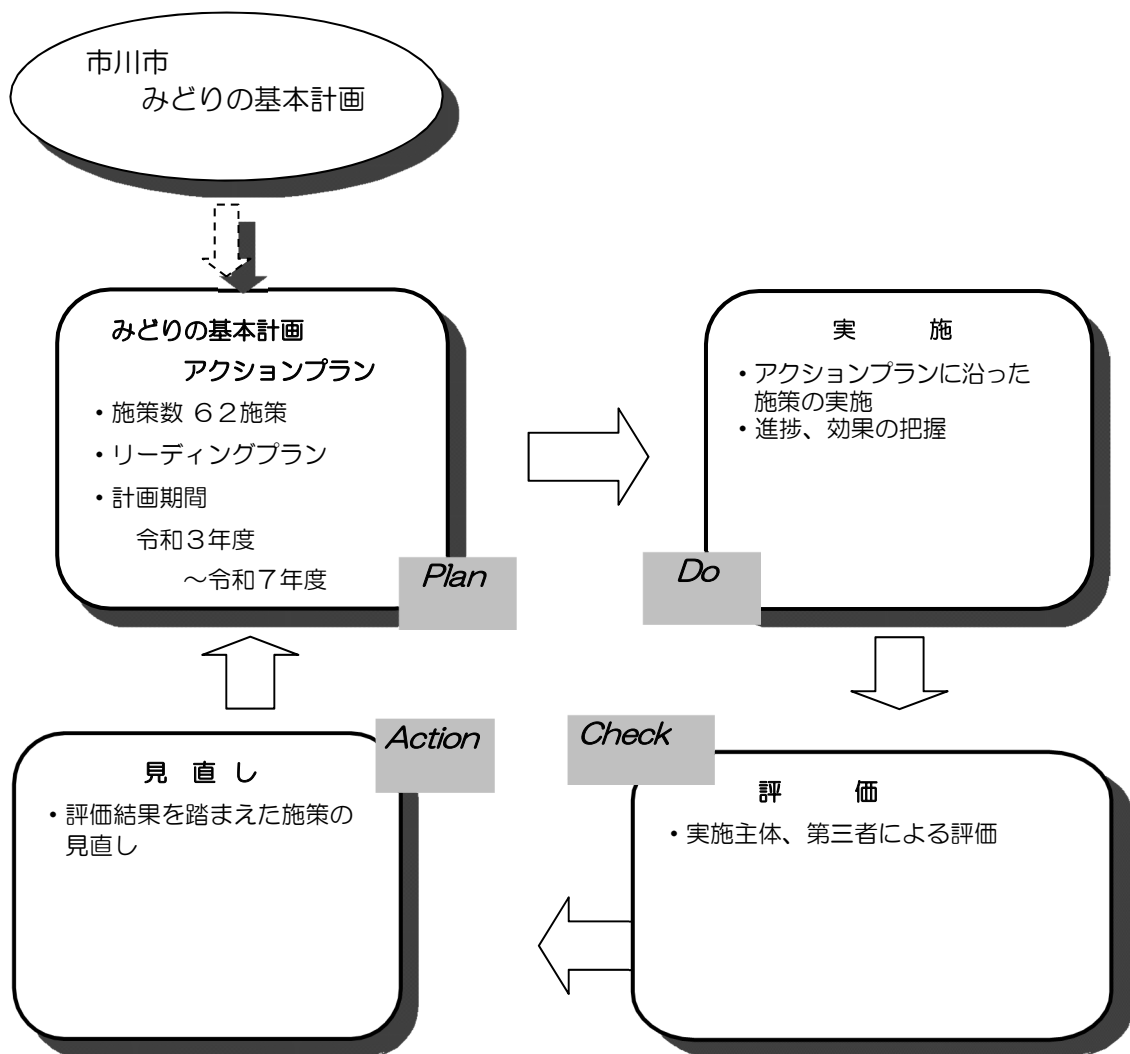
#### 6. リーディングプランの推進

多岐にわたる施策の中から、令和3年度から令和7年度までにかけて実施を予定している事業に注目し、特に将来像を実現するために重点的・優先的に取り組んでいく事業をリーディングプランとして抽出しました。

## 7. 今後の展開

アクションプランの実施には、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、施策の見直し（Action）のPDCAサイクルに基づく施策評価を行います。

アクションプランの事業進捗状況の把握については、毎年調査票による調査を行い、必要に応じて見直しを行いながら、みどりの基本計画の推進に努めていきます。特にリーディングプランについては、最終年度には、本プランを実行したことによる効果の総合的な点検と評価を行い、その結果については、外部委員（市川市緑の調査専門委員）に報告するとともに意見、提言をいただきます。



## 8. 施策の体系

将来像「潤いと安らぎあふれる緑ゆたかなまち」

大分類	中分類	小分類
基本方針1 生態系に配慮い て地域の緑を守 り活用します	樹林地を守り活用 する	①樹林地保全・活用評価システムの構築 ②緑の保全及び緑化の推進に関する条例の 制定 ③樹林地保全協定による保全 ④市民緑地の指定 ⑤都市緑地による公有地化 ⑥風致地区の維持 ⑦緑地保全地区の維持 ⑧社寺や文化財と一体となった緑の保全 ⑨開発に伴う緑の確保 ⑩植生管理計画の策定
	巨木、クロマツを 保全する	①保存樹・保存樹林の指定 ②巨木等保存協定の締結 ③クロマツの保全
	水循環を保全・形 成する	①湧水地の保全 ②河川環境の保全 ②河川環境の保全
	農地を守り活用す る	①市民農園の拡充 ②生産緑地地区の保全・活用 ③農業体験施設の利用支援
基本方針2 魅力ある都市公 園を創出します	緑の基盤となる都 市公園を増やす	①都市公園の配置、整備方針 ②都市公園の用地確保 ③身近な小広場（ポケットパーク）等の整備
	都市公園の魅力 を高める	①公園の再整備の推進 ②自然環境を活かした都市公園の整備 ③特色ある都市公園の整備 ④安全・安心の公園整備 ⑤ユニバーサルデザインの公園整備
基本方針3 公共施設の緑を 増やします	公共公益施設の緑 を増やす	①公共施設の緑化推進 ②大規模施設の緑の拠点づくり ③水循環に配慮した施設整備の推進 ④生育環境に配慮した緑化の推進 ⑤道路緑化の推進
	緑の学校づくりを 推進する	①学校の緑化の推進 ②環境学習等の推進
基本方針4 民有地の緑を増 やします	緑あふれる街づく りの推進	①住宅地の緑化の推進 ②オープンガーデンの推進 ③屋上や壁面への緑化の推進 ④総合設計制度や地区計画等による緑化の 推進 ⑤緑地協定の推進 ⑥商業・業務地の緑化の推進 ⑦工場等の緑化の推進



大分類	中分類	小分類
基本方針5 水と緑のネットワークを形成します	機能別のネットワークを形成する	①ビオトープネットワークの形成 ②防災ネットワークの形成 ③レクリエーションネットワークの形成 ④風の道づくりの推進 ⑤桜ネットワーク整備構想の推進 ⑥大規模な公園緑地等のネットワークの形成
基本方針6 緑のパートナーシップを推進します	緑と花に対する関心を高める	①啓発活動の推進 ②緑と花のイベントの開催 ③緑と花の講習会の充実
	緑と花の組織（人）を作る	①緑の調査専門委員の活用 ②緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進 ③緑地の管理ボランティアの育成 ④（仮称）緑の市民大学の設置
	緑と花の活動への支援	①市民参加の公園・緑地づくり ②花と緑のまちづくり財団 ③公園ボランティアへの支援

## リーディングプランの事業

多岐にわたる施策の中から、令和3年度から令和7年度にかけて実施を予定している事業に注目し、特に将来像を実現するために重点的・優先的に取組んでいく以下の事業をリーディングプランとして抽出しました。

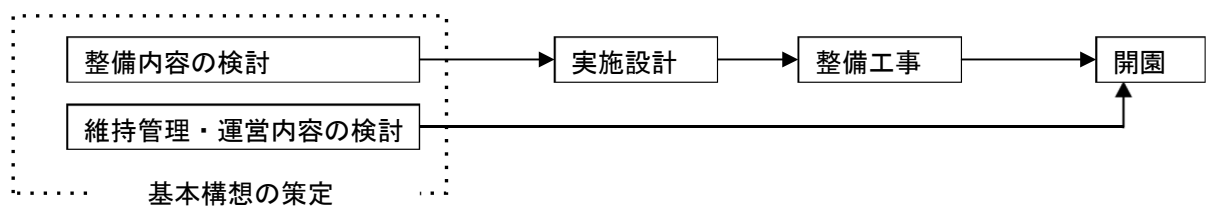
- ① 地域コミュニティゾーン整備事業
- ② ガーデニングシティ いちかわ
- ③ 公園施設長寿命化対策事業
- ④ みどりの基本計画改定事業
- ⑤ 花と緑の活動への支援

## ①地域コミュニティゾーン整備事業

### 1. 概要

千葉県が事業中の江戸川第一終末処理場建設事業にあわせ、処理場計画地に隣接する区域を地域コミュニティゾーンと位置づけ、江戸川の高規格堤防の上部を含めて公園整備を行うとともに、体験学習エリアの屋内教育施設や保育園を築造し、地域住民の利便性を図るものです。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

- ① 基本構想の策定（整備内容、運営管理内容の検討）
- ② 公園整備等実施設計
- ③ 公園整備等工事

#### スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 基本構想の策定	→				
② 公園整備等実施設計	→				
③ 公園整備等工事	→	→			
④ 管理・運営			→	→	→

#### 4. 推進に関連する施策への効果

##### 1-3-3 河川環境の保全

人と人、人と自然のふれあいを育み、江戸川に愛着を持ってもらう。

##### 2-2-2 自然環境を活かした都市公園の整備

自然とのふれあいの場を整備することにより、自然観察や自然散策、環境学習などの場として活用されると共に、精神的リフレッシュの場として活用される。

##### 2-2-3 特色ある都市公園の整備

運営事業者と地域住民の意見が反映された公園が整備されることにより、市民に愛着が持たれる公園となり、公園利用の促進が図られる。

##### 3-1-3 大規模施設の緑の拠点づくり

緑豊かな木々に彩られた、雄大で多様な水辺の風景をつくる。

##### 5-1-4 風の道づくりの推進

夏場に東京湾からの海風が、江戸川にかけての風の通り道を形成し、緑豊かな環境との相乗効果により、ヒートアイランド現象を緩和する。

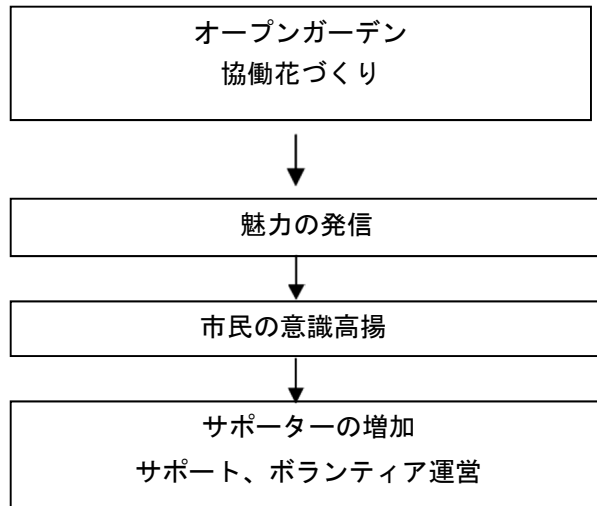
## ②ガーデニングシティいちかわ

### 1. 概要

街を花や緑で満たすことにより、街全体が潤いと安らぎにあふれた快適で魅力ある美しい街を実現するため、市民や事業者が気軽に身近に行える「ガーデニング」について、活動成果の発表の場となるオープンガーデンを開催し、ガーデニングに取り組む市民の増大を図ります。

また、市民や事業者を対象に募集した「ガーデニングシティいちかわ サポーター」との協働や地域交流の活性化なども図ります。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①オープンガーデンの開催
- ②協働花づくりの開催
- ④サポーター、ボランティア運営

#### スケジュール

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	備考
①オープンガーデンの開催	→		→		
②協働花づくりの開催	→	→			
④サポーター、ボランティア運営					→

#### 4. 推進に関連する施策への効果

##### 4-1-2 オープンガーデンの推進

日頃の活動成果を発表する場と地域交流の機会を創出します。また、市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がります。

##### 6-1-1 啓発活動の推進

市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がります。

##### 6-1-2 緑と花のイベントの開催

市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がります。

##### 6-2-2 緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進

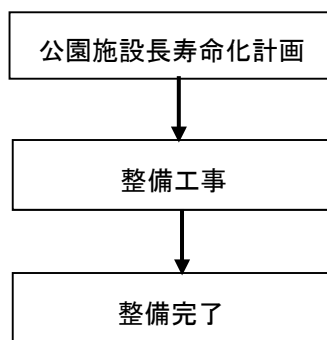
共有された情報を基に、各サポーターが積極的にガーデニングを行い、美しい景観作りに繋がります。

### ③公園施設長寿命化対策事業

#### 1. 概要

市川市内における2ha以上の地区公園等については、開設から60年以上経過した里見公園をはじめ、開設当時より設置されていた遊具等に老朽化が目立ち、安全性が懸念されるため、今後も広く市民に親しまれる公園となるよう、10年で市内9公園に対し策定した長寿命化計画に基づき再整備を推進するものです。

#### 2. フロー



#### 3. 具体的な取組及びスケジュール

##### スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①公園施設長寿命化計画 見直し			→		
②整備					→
③管理					→

#### 4. 推進に関連する施策への効果

##### 2-2-1 公園の再整備の推進

遊具やベンチなどの老朽化対策を実施し、設備の更新を進め、ニーズに適した魅力ある公園として再整備します。

##### 2-2-3 特色ある都市公園の整備

市民に愛着が持たれる公園となるよう、ニーズに応じた公園づくりが図られる。

##### 2-2-4 安全・安心の公園整備

けがや事故の防止を図るため、遊具の安全点検を定期的を実施し、修繕や設備の更新を計画的に実施します。

##### 2-2-5 ユニバーサルデザインの公園整備

公園のトイレや水飲み場等の設備の更新により、バリアフリー化が図られる。

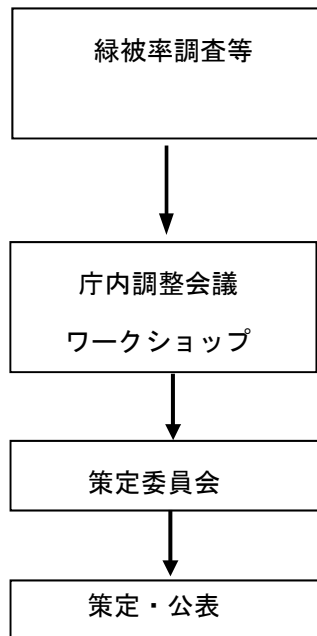


## ④みどりの基本計画改定事業

### 1. 概要

市川のみどりの基本計画は、平成16年から20年間の公園・緑地に関する基本的な計画を定めており、第4次アクションプラン完了年度には期限を迎えます。法令等の改正や公園・緑地の量から質への転換を踏まえた次期基本計画を策定する必要があります。

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール概要

- ① 緑被率調査等（令和5年度）
- ② 庁内調整会議・ワークショップ（令和6～7年度）
- ③ 策定委員会（令和7年度）
- ④ 計画策定・公表（パブリックコメント含む）（令和7年度）

#### スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 緑被率調査等			→		
② 策定班会議・ワークショップ				→	
③ 策定委員会					→
④ 策定・公表					→

#### 4. 推進に関連する施策への効果

##### 6-1-1 啓発活動の推進

計画の策定過程において、緑地や管理手法の情報を広報することで、緑と花に対する関心を高めます。

##### 6-2-1 緑の調査専門委員の活用

計画の策定において、将来の公園のあり方などの意見や提言を求めます。

##### 6-2-2 緑と花に関する市民団体のネットワーク化

緑と花に携わる市民の輪を広げ、ネットワーク化を推進し、グループ間の交流機会につながります。

##### 6-3-1 市民参加の公園・緑地づくり

計画策定に参加した市民が、公園の利用ルールや整備方針に関心を持つようになります。

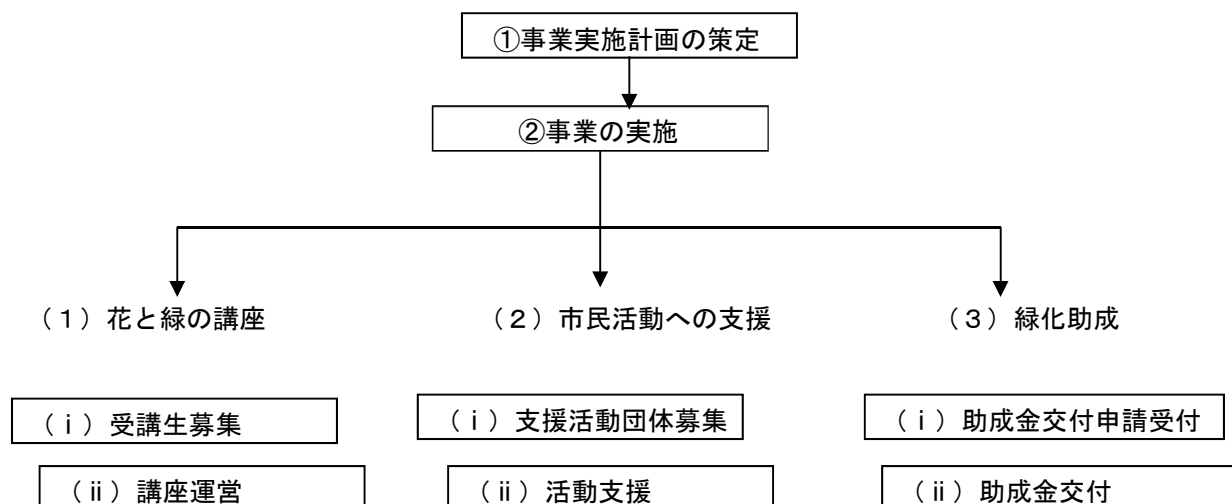
## ⑤花と緑の活動への支援

### 1. 概要

公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団が実施する緑化や緑地保全等の知識の普及と啓発や花と緑に関する市民活動への支援を推進することにより、市民との協働による花や緑に溢れた魅力的な地域の景観の創造と維持を目指します。

- (1) 花と緑の講座の開催
- (2) 市民活動への支援
- (3) 緑化助成

### 2. フロー



### 3. 具体的な取組及びスケジュール

#### ①事業実施計画の策定

#### ②実施

##### (1) 花と緑の講座

- (i) 受講生の募集・決定
- (ii) 講座運営

##### (2) 市民活動への支援

- (i) 支援活動団体募集
- (ii) 活動支援

##### (3) 緑化助成

- (i) 助成金交付申請受付
- (ii) 助成金交付

## スケジュール

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
①事業実施計画の作成	●→				
②事業の実施					
(1) 花と緑の市民講座募集・決定	●→				
花と緑の講座運営		●→			→
(2) 支援活動団体の募集・支援		●→			→
(3) 緑化助成金交付	●→				→

## 4. 推進に関連する施策への効果

### 4-1-6 商業・業務地の緑化の推進

緑化助成は緑を増やすことにつながり、講座は緑に対する意識の向上につながる。どちらも緑の少ない市街地では緑の確保に効果的である。

### 6-3-3 市川市花と緑のまちづくり財団の協力・支援

緑溢れる街づくりのため、緑化推進を行い、また、市民に対して緑と花に関する啓発やアドバイスをすることで、緑と花に関心を持って自発的に緑化活動に取り組む市民の育成を図る。

## 第 4 次アクションプラン

市川市みどりの基本計画の6つの基本方針に基づく62の基本施策についての実施計画を掲載します。

## 市川市みどりの基本計画 第4次アクションプラン

市川市みどりの基本計画の6つの基本方針に基づく60の基本施策を推進していく事業について、アクションプランを下記のとおり定めます。なお、リーディングプランに定められている事業については、**リーディング**のマークが表示されています。

### 基本方針 1

#### 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

#### 1) 樹林地を守り活用する

##### ①樹林地保全・活用評価システムの構築

- ・ 私有樹林地について、植物の生育状況、活用のしやすさを示す傾斜度、緑のつながりとまとまりを示す面積規模、周囲の土地利用及び市民の関わり度合い等を評価項目とし、自然環境保全再生指針と連携を図り、「樹林地保全・活用評価システム」を構築します。
- ・ このシステムによる評価を行い、私有樹林地を保全・活用していくための方策に活用します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>樹林地評価制度</b> 樹林地の保全と活用を図るため、樹林地の買取りや寄附等の申出に対し、公平・公正・客観的な観点から受領可否等を決定する制度。	所有者が市に対して遺産相続等による山林の買取り・寄附の申出を行う際に、市の樹林地台帳に基づいた当該山林等の適正な現況把握に基づいた受納判断を行うことができ、市の緑地保全に大きく貢献するもの。	累計4件(4476.27㎡)：曾谷緑地、国府台東桜陣緑地、国府台緑地	引き続き、山林所有者からの買取りや寄附の申出に対して随時対応していく。

##### ②緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定

- ・ 緑の保全・活用に関する手法等について、必要な事項を定める条例を制定します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>(仮称)市川市みどりの条例の制定</b> 緑の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するため必要な事項を定める条例を制定し、良好な生活環境の確保を図る。	市の考えを条例で明確にすることにより、緑の保全や緑化の推進について市民に周知される。	未実施	緑の保全・活用方法を検討し、条例の位置付けを再整理する。

### ③樹林地保全協定による保全

- ・市と山林所有者の間で締結されている樹林地保全に関する協定については、今後も継続します。また、市街地内の屋敷林等について新たな指定の拡大を進めます。
- ・近隣市や山林所有者等と連携して、都市近郊の樹林地が保全されるよう国や県に要望します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和 2 年度末現在の状況	令和 7 年度目標
<b>緑地保全に関する協定</b> ・市内樹林地の保全のため、未協定樹林地との協定締結を推進する。 ・樹林地の保全を推進するため、国や県に対して、緑地保全に関する新たな施策への取り組みや相続税の特例措置等の要望を行う。	市内樹林地等の保全により、景観特性の維持や生態系の保全等が期待できる。	協定山林面積 36.2ha 協定者数 161名	協定山林面積 38ha 協定者数 170名

### ④市民緑地の指定

- ・市民への開放や利用が望ましいとされる一定規模以上の樹林地は、地権者の協力のもとに市民緑地として開放・活用します。
- ・市民緑地等による樹林地の開放に際しては誰もが安心して利用できるよう、市民が主体になって、安全性を十分に考慮した整備や維持・管理を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和 2 年度末現在の状況	令和 7 年度目標
<b>市民緑地の指定</b> 都市緑地法に基づく市民緑地として、土地所有者と契約し、公開していくこととしている。	・民間施設緑地が増加し、みどりの基本計画の目標である市域の緑地面積や市全域面積に対する緑地の割合が増加する。 ・地域の人々が利用出来る緑地が増加する。	市民緑地として契約している緑地はない。	市民緑地の適地となる場所を探す。

### ⑤都市緑地による公有地化

- ・民有樹林地としての保全が困難と判断されその樹林地が重要であると認められる場合には都市緑地等による公有地化を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和 2 年度末現在の状況	令和 7 年度目標
<b>都市緑地等の公有地化</b> 都市計画緑地における未買収地の取得を進めるとともに、その他良好な民有樹林地については、買取又は寄付により公有地化を進める。	宅地造成等の開発から樹林地を保全し、地球温暖化対策の推進、生態系の保全、自然観察や環境学習の拠点確保が図られる。	・都市計画緑地 約14.6ha (国府台緑地一部買収) ・上記以外の緑地15箇所、 約9ha ・寄附を受けた緑地 31箇所、7.1ha	・都市計画緑地17箇所、約15ha

## ⑥風致地区の維持

- ・風致地区として指定されている5地区は、引き続き地区指定を維持し、緑化指導を充実することによって緑が多い周囲の景観と調和する街並みを維持します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>風致地区内の緑化指導</b> 風致地区条例によって地区内での建築物の高さや規模を抑えるなど、各種の開発行為に対して一定の規制をすることによって緑にあふれた秩序ある街並みを維持するものである。	緑が多い周囲の景観と調和する街並みが維持される。	風致地区 5地区 769ha <b>【内訳】</b> 国府台風致地区 596ha 大町風致地区 52ha 八幡風致地区 54ha 梨風苑風致地区 7ha 法華経寺風致地区 60ha	左記地区を維持し、適切に緑化指導を行う。

## ⑦（特別）緑地保全地区の維持

- ・行徳近郊緑地特別保全地区（83ha）、緑地保全地区3箇所（約2ha）は今後も指定を維持します。
- ・良好な自然環境を有する等の緑地保全地区に相当する樹林地は、土地所有者の同意を得て、緑地保全地区の新たな指定に努めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>特別緑地保全地区の維持</b> 特別緑地保全地区（都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度）を活用し、良好な緑地を維持する。	特別緑地保全地区は、都市緑地法によって厳しい行為制限がかけられていることから、現状の緑地の保全が将来にわたって図られるものとなっている。	近郊緑地特別保全地区 ・行徳近郊緑地特別保全地区 83ha  特別緑地保全地区 3地区（2ha） ・平田特別緑地保全地区 0.7ha ・宮久保特別緑地保全地区 0.6ha ・子の神特別緑地保全地区 0.7ha	左記の地区を維持していく。

## ⑧社寺や文化財と一体となった緑の保全

- ・身近な社寺、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として、保全、活用します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>北東部水と緑の回廊計画事業</b> 主に社寺林を巡る北東部水と緑の回廊ルートにおいて、巨樹・古木と併せて、歴史、文化が学べるようPRしていく。	北東部水と緑の回廊ルートを散策することにより、市内に残されている社寺林への理解が深まる。	必要に応じてマップを配布した。	マップの更新を行い、現状と一致させる。



### ⑨開発に伴う緑の確保

- ・樹林地における宅地造成等の開発に対し自然環境への影響に配慮していくため、自然度が高い部分の保全、もしくは代替環境の創出を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>宅地開発条例に伴う緑化指導</b> 宅地開発条例により、共同住宅の開発の場合、開発面積の10～20%の既存樹木の保全又は新たな植栽による緑地が確保される。 また、3000平方メートル以上の開発の場合、開発区域の3%又は計画人口1人当たり1平方メートルの都市公園が創出される。	緑地の保全と緑化の推進により、緑豊かな市街地環境が維持・形成される。	宅地開発による緑地確保 72.32ha(累計緑化面積) 971,935本(累計緑化本数) 宅地開発による公園整備 211件(累計件数) 10.00ha(累計面積)	宅地開発条例に基づく緑化を推進している。

### ⑩植生管理計画の策定

- ・保全・活用の対象となった樹林地では、その特性及び活用内容に適合した植生管理を進めていくために「この樹林地はこのような林に」という管理の方針を示した「(仮称) 植生管理計画」を市民とともに策定し、継続的な維持・管理の支援を行います。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>植生管理計画の策定</b> 市内の主な公園・緑地の植生を調査し、市の植生について管理計画をまとめていく。	市の公園・緑地の植生に関して、共通の管理方針が整理され、管理者をはじめ管理をしている市民ボランティアにも管理について共通認識を持つことができる。	未策定	主要な公園・緑地についての植生管理が図られるよう、計画の検討を行う。

## 2) 巨木、クロマツを保全する

### ①保存樹・保存樹林の指定

- ・公有地及び社寺林の中で、景観上或いは文化財と一体となって歴史を伝える優れた樹木や樹林については、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林の指定を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>保存樹・保存樹林の指定</b> 民有地の樹木及び樹林地の中で、健全でその樹容が美観上特に優れているものについては、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林を指定する。	指定することにより所有者は保存義務に努めることとなり、樹木・樹林の保全が図られ、良好な都市環境の保全及び緑豊かな街並み景観の向上につながる。	・保存樹：10本 （クスノキ8本、ヒマラヤスギ1本、タブノキ1本、真間山緑地隣接地） ・保存樹林：4箇所 （約1.76ha） <b>【内訳】</b> 梨風東緑地 0.67ha 曾谷緑地等 0.19ha 大野第2緑地隣接地 0.30ha 大町公園隣接地 0.59ha	現状を維持する。

### ②巨木等保存協定の締結

- ・緑の少ない市街地等では、民有地や屋敷林に生育する巨木、クロマツを対象に、市の樹木の保存等に関する協定の締結を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>巨木等保存協定の締結</b> 貴重な巨木や市の木であるクロマツの保存・育成のため、所有者からの申請に基づき協定を締結し保存する。対象 ・クロマツ 胸高幹周り、150cm以上 ・クロマツ以外 胸高幹周り、300cm以上	市内各所で協定締結後の樹名板を目にすることにより、緑に対する市民意識の高揚が図られる。	<b>【クロマツ】</b> 協定締結本数 129本  <b>【クロマツ以外】</b> 協定締結本数 43本	市内に残された巨樹・巨木及びクロマツの中で協定締結本数の割合を増加させる。

### ③クロマツの保全

- ・クロマツの所有者に対して、保全に向けた条件等の調査により、保全対策を進めます。
- ・クロマツの病虫害については、薬剤散布等による支援を維持します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>クロマツの保全</b> 市街地に生育しているマツ（幹周り60cm以上で登録されているもの）約3,000本を害虫から守るため、年1回薬剤処理を実施している。	薬剤処理により、クロマツをマツ枯れから守り、クロマツのある景観を保全する。	269本から131本に減少	・マツ枯れの防止によりクロマツのある景観を維持する。 ・マツの成長により、対象となる幹周り60cm以上のマツの増加を見込む ・クロマツ保全について、HP掲載などにより市外在住者にもアピールする

### 3) 水循環を保全・形成する

#### ①湧水池の保全

- ・市内に残る湧水池の状況について把握し、水源涵養の役割を果たす斜面樹林を保存樹林等に指定する等により、湧水池を含めて一体的に保全します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>湧水池調査</b> 市内の生物多様性の推移を把握するための生物モニタリング調査を実施する。同調査により樹林地や水辺に生息する生物の情報を収集し、市内の水辺環境の変化を推測する。	市内の生物多様性の変化を捉えることにより、今後、必要とされる施策の方向性を検討する。 また、水辺の生物の生息情報によって、市内の水辺環境の推移を推測することができる。	・平成25年度に「生物多様性いちはかわ戦略」を策定 ・平成27年度より、市の地図情報システムを活用した市民によるいきもの調査並びに自然環境政策専門員による生物モニタリング調査を開始し、より調査を充実させた。	左記の調査を継続的に実施してデータを蓄積することにより、市域全体の里山(市街地含む)、樹林地、水辺・草地の保全等の状況を総合的に把握する。

#### ②河川環境の保全

- ・河川や調節池の水辺は、水域と陸域を結ぶエコトーンとして重要であり、瀬や淵等の多様な河川形状と水辺植物の保全・再生を行なうとともに、市民が水辺に親しめる場として活用します。
- ・水と緑のネットワークの軸や拠点としての機能を担うため、市民に親しめる水辺として保全・再生します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>都市基盤河川改修事業</b> 一級河川大柏川の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの1,621mの区間について、下流部は河道内への水生植物による自然環境の形成、上流部は土手のある田園河川の復元をテーマに多自然川づくりにより河道整備を進める。	治水機能の確保を前提に、多様な生物生息空間としての本来の河川の環境を取り戻し、また都市内の貴重な水辺のオープンスペースとしての景観軸とし、ふるさとのシンボル空間としての再生が図られる。	全体延長1,621mのうち、1,588m(98.0%)が完成	一級河川大柏川の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの1,621mの区間についての河道整備を完了させる。 (令和4年度事業完了予定)

#### ③海辺の保全

- ・臨海部は、環境学習の場となるような良好な自然環境を保全します。
- ・三番瀬の周辺は、市民が海辺に親しめ、クロマツの名所となるような拠点づくりによる里海を再生します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>市川塩浜第1期土地区画整理事業</b> 塩浜地区において、海辺の自然と調和する、多様な機能を有する都市基盤整備を図る。	海辺の自然環境を活かした公園整備及び緑地整備が図れる。	平成29年4月 仮換地指定 平成29～31年度 基盤整備工事 令和2年1月 換地処分公告 令和2年3月 土地区画整理事業終了認可	土地区画整理事業終了に伴い、事業区域内における施設建設に着手する。

#### 4) 農地を守り活用する

##### ①市民農園の拡充

- ・農業体験等の余暇やレクリエーションを楽しむことが市民に広く定着しつつあり、市民のニーズに対応して、市民農園の更なる普及を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>市民農園の拡充</b> 遊休農地を借り受け、市民農園として整備・運営し、市民に利用してもらう。	遊休農地解消・市民のレクリエーション・市民の農業への理解促進・食育の推進等が図られる。	2箇所、294区画が減少した。 <b>【平成27年度末】</b> 市民農園8箇所（898区画） <b>【令和2年度末】</b> 市民農園6箇所（604区画）	農園数・区画数に関しては現状の維持を図る。また農家自らが開設する。

##### ②生産緑地地区の保全・活用

- ・農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法の規定に基づき、緑地機能を有すると認められる農地については追加指定を進めます。
- ・将来的にも緑地としての保全が必要などところについては、指定の解除の手続きがあった場合には、公園の配置計画に基づき、公園や市民農園等への転換を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>生産緑地地区の保全・活用</b> 優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地を計画的に保全するため、生産緑地法及び本市運用方針に基づき指定する。	市街化区域内の良好な都市環境の形成が図られる。	生産緑地指定 313地区 91.30ha	特定生産緑地制度を活用し、生産緑地の保全を図るため、関係機関と連携とり、追加指定する。

##### ③農業体験施設の利用支援

- ・民間が設置する体験農園、市民農園及び観光農園等について市の出版物やホームページ等により、ピーアールします。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>農業体験施設の利用支援</b> 民間が設置する体験農園・市民農園・観光農園等に関するPR活動を行う。	農業経営基盤の強化・市民の農業理解の促進・食育の推進等が図られる。	市民より問い合わせ等があった際に紹介を行っている。	随時、PRを実施していく。

## 基本方針 2

### 魅力ある都市公園を創出します

#### 1) 緑の基盤となる都市公園を増やす

##### ①都市公園の配置、整備

- ・身近にある街区公園から、市民全体を利用対象とする総合公園まで、市民がいつでも都市公園を利用できるよう適正な配置をします。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>都市公園の配置、整備</b> 市川市都市公園条例の「公園の配置及び規模の基準」に基づき、適正な公園配置を踏まえながら公園整備を行う。	各地域の公園整備量が平均化し、多くの市民の身近に公園が整備されることで、公園利用の促進が図られる。	・都市公園 419箇所 ・全体面積 175.52ha ・市民1人当りの公園面積 3.56㎡/人	条例に基づき、公園を整備していく。

##### ②都市公園の用地確保

- ・買収による確保を行うほか、借地方式や関連施設との一体整備、既設公園の統合・再編、生産緑地の転換等により、都市公園の用地確保を推進します。
- ・工場の移転等による跡地は、都市公園の用地としての活用も検討します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>公園緑地用地取得事業</b> ・地価が高い市街地において、借地による公園用地の確保を積極的に進める。 ・道路事業等の公共事業により生じた残地や、公拡法に基づく土地の買収希望申出を活用する。	身近な憩いの場、子どもの遊び場、住民のコミュニティ活動の拠点、災害発生時における防災活動拠点や延焼防止帯が確保される。	・都市公園 419箇所 ・全体面積 175.52ha ・市民1人当りの公園面積 3.56㎡/人	・都市公園数 425 箇所 ・全体面積 185.00ha ・市民1人当りの公園面積 3.75 ㎡/人

##### ③身近な小広場（ポケットパーク）等の整備

- ・地域のシンボル及び地区住民の憩い、語らいの場として、住宅密集地や商業地等の道路や川沿いに小広場（ポケットパーク）を整備します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>ポケットパークの整備</b> 道路事業、河川事業等の公共事業により生じた残地を活用し、ポケットパーク等を整備する。	地域のシンボル性及び景観を高め、地域住民の憩いと語らいの場が確保でき、暮らしやすい都市環境の形成につながる。	平成28年に全線開通した都市計画道路3・4・18号において415㎡のポケットパークを整備した。	新たな事業で用地取得に伴う残地が発生した場合は、ポケットパーク等の整備を検討する。

## 2) 都市公園の魅力高める

### ①公園の再整備の推進

- ・子どもの多い地域では遊具を充実したり、高齢者の多い地域ではベンチ・花壇・芝生等の憩いの場を充実する等、公園利用の多様化、高齢社会の到来、地域住民のニーズに適した魅力ある公園として再整備を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>公園施設長寿化対策事業</b> 2ha以上の地区公園等について、老朽化対策や公園施設の更新を進め、安全性の向上を図る。	公園施設の老朽化対策を実施することで、利用者の安全確保やライフサイクルコストを削減し、適切な管理を推進する。	・南行徳公園の大型滑り台1基の更新を実施	・対象となる9公園について、1回以上整備を実施する。 また、対象となる公園の数の拡大も検討する。
<b>公園遊具改修</b> 毎年、本庁管内と行徳管内の遊器具の現状を確認するための遊器具等点検業務委託を実施し、その結果を基に、遊器具の撤去・新設を実施していく。	遊具点検を実施することにより、改修すべき遊具を判断することができ、的確に改修することにより、利用者である子供たちが安全・安心して遊ぶことが出来る。また、高齢者の利用が多い公園においては、高齢者も利用できる健康器具を新しく設置することにより、健康増進及び世代間の交流も図る。	【令和2年度】 ・遊器具等点検業務委託430公園	・公園遊具等改修工事 35公園追加施工 ・健康遊具設置工事 10公園追加施工

### ②自然環境を活かした都市公園の整備

- ・貴重な動植物がみられる樹林地等、自然環境を有する公園では動植物等の生息・生育環境の保全に配慮した整備を行います。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>国府台緑地整備事業</b> 自然的景観に優れた国府台緑地の既存の樹林地を保全・活用する。	多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、市民の環境活動や学習などの拠点となる。	緑地2か所（計687㎡）を買い取った。	・施設整備工事の完成 ・緑地管理計画の策定 ・緑地の定期的点検による伝染病の防止

### ③特色ある都市公園の整備

- ・都市公園の新規整備やリニューアルの際に市川市の特色であるクロマツの植樹について生育に適した環境の検討を踏まえたうえで推進します。
- ・公園の有効活用及び市民サービスの向上のため、民間活力の導入を推進する。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>小塚山公園整備拡充事業</b> 小塚山公園を拡充することで、堀之内貝塚公園と連携強化を図る。整備においては、地域住民を中心としたワークショップを開催し、市民の意見を聞きながら検討を行う。	市民意見が反映された公園が整備されることにより、市民に愛着が持たれる公園となり、公園利用の促進が図られる。	・エコブリッジ事業者である国土交通省首都国道事務所とのエコブリッジの形態（幅員、緑道等）の調整。	・住民参加による公園の維持管理の実施
<b>地域コミュニティゾーン整備及び公園再整備事業</b> 民間事業者の参入したサービスの高い公園となり、公園利用の促進が図られる。	民間サービスの導入により、様々な利用者が交流の図れる地域の拠点となる。	実施設計中	・整備完了 ・民間事業者による管理運営

#### ④安全・安心の公園整備

- 公園内における犯罪の防止を図るため、見通しを確保するとともに照明等の付帯施設を充実します。また、公共施設と一体となった公園づくりを進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>公園灯改修工事</b> 公園内の照明等の整備を行う。	公園の安心・安全が確保され、市民の公園利用の促進が図られる。	園灯改修公園数：60公園	引き続き必要な整備を進める。

#### ⑤ユニバーサルデザインの公園整備

- 公園内の園路、トイレ、水飲み場等の施設を全ての人が気持ち良く利用でき、人々の憩いの場となる公園整備を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>公園バリアフリー工事</b> 全ての公園を対象に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省)に基づいた施設のバリアフリー化を行う。	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動又は施設の利用上の利便性及び安全性が向上される。	段差解消：1公園 小塚山公園 水飲み：3公園 塩浜中央公園 小塚山公園 塩浜1号公園	・入口段差解消40公園 ・車椅子対応水飲み器設置27公園

### 基本方針3

#### 公共施設の緑を増やします

#### 1) 公共公益施設の緑を増やす

##### ①公共施設の緑化推進

- 児童遊園、住民サービス施設等の公共施設の緑化を推進します。
- 児童遊園は、状況に応じて拡張整備を行い都市公園として位置づけていくほか、新規の整備を推進します。
- 市役所、公民館等人々が多く集まる公共施設の敷地については、緑化率を向上します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>都市公園の整備</b> 新規の都市公園整備を行う。児童遊園地は地権者の意向を確認の上、都市公園として位置付けていく。	児童遊園地を都市公園として位置付けていくことにより、より恒久的な緑の確保とすることにつながる。	平成28年度から令和2年度までの間に、以下公園を都市公園化した。 境川クロマツ公園 市川南第3公園 中山3丁目公園 庚申前公園 八幡5丁目大和橋公園 北市川運動公園 殿台公園 西新田公園 下貝塚3丁目公園 久保上公園 宮久保台公園 柏井法伝公園 菅野駅北口公園 柏井町さつき公園 殿台第二公園	児童遊園地については、児童遊園地の地権者との協議等に併せ、適宜、都市公園として位置付けていく。

## ②大規模施設の緑の拠点づくり

- 江戸川第一終末処理場等、地域の拠点となる大規模な施設については、施設の上部や周辺の緑化を推進します。
- シンボリックな緑化、水辺環境に配慮した緑の拠点を創出します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>地域コミュニティゾーン整備事業</b> 民間事業者の参入したサービスの高い公園となり、公園利用の促進が図られる。	保育園や野球場などの複合的な施設を併せ持つことにより、様々な利用者が交流の図れる地域の拠点となる。	実施設計中	・整備完了 ・管理運営

リーディング

## ③水循環に配慮した施設整備の推進

- 水マスタープランに基づき、良好な水循環の保全・形成を進めるため道路、公共施設等の公共空間では、透水性舗装や敷地内緑化を行います。また、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>浸透施設設置の促進</b> ・市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（H17.7.1施行、通称市民あま水条例）による新築・増築への浸透施設設置の推進 ・助成金制度による既存建築物への浸透施設設置の促進（H10年度～）	市民あま水条例にて建築確認申請時に排水計画の届出を義務付けることにより、浸透施設設置の指導を徹底することができる。	・市民あま水条例 浸透枳13,851基 浸透トレンチ957m ・助成金制度 浸透枳257基 浸透トレンチ116m	浸透施設設置を推進する。

## ④生息環境に配慮した緑化の推進

- 身近な生き物の生息環境を確保していくため、公共施設に野鳥や昆虫等の生息環境を形成する樹木の植栽やトンボ等が生息できる池等を整備して、生物多様性ネットワークの一翼を担います。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>小塚山公園の復元</b> 小塚山公園を復元することで堀之内貝塚公園と連携強化を図る。	外環道路と国道で分断されている小塚山公園と公園拡充予定地を結ぶエコブリッジを整備することにより、往来可能となる。	・小塚山公園の園路整備及びエコブリッジ事業者である国土交通省首都国道事務所とのエコブリッジの形態（幅員、緑道等）の調整。 ・拡充地の整備	・小塚山公園の園路整備、エコブリッジ完成



## ⑤道路緑化の推進

- ・外環道路のような幅員が広く市の都市軸となるような幹線道路は、植栽スペースを十分に確保する等、沿道環境に配慮した植栽を進めます。
- ・緑豊かな空間を形成するため、緑視効果の高い樹種の導入等により、ボリューム感のある緑を創出します。
- ・駅前広場には、シンボルツリーの植樹等を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良事業</li> <li>・人にやさしい道づくり重点地区整備事業</li> <li>・道路拡幅整備事業 等</li> </ul> 歩道の新設や再整備に伴い、植栽帯や街路樹の設置・見直し検討する	市の方針である「美しい景観のまちづくり」を進めることで、魅力ある公共空間が生まれる。	「香取通り」の市道 0205号、「カルフォルニア通り」の市道0107号、「菅野通り」の市道 0124 号等において植栽帯や街路樹の新設及び再整備を実施した。	歩道新設及び再整備の要望に基づき実施
<b>都市計画道路整備事業</b> 市内の都市計画道路の整備において、街路樹や植栽帯を併せて整備していく。	潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。	都市計画道路3・4・18号に緑地帯を整備するとともに、都市計画道路3・6・32号において植栽樹を設置する設計を行った。	都市計画道路3・6・32号について、植樹樹を整備

## 2) 緑の学校づくりを推進する

### ①学校の緑化の推進

- ・小中学校建替えに伴い、学校を地域の緑の核とし、屋上緑化、校庭緑化、生垣や花壇の設置、緑に囲まれた通学路の整備等を進めます。
- ・既存施設については、子どもたちの思い出となるシンボル樹等の適切な維持管理を、剪定の仕方にも注意しながら行います。
- ・休日や夏休み等については、学校教育との調整を図りながら緑にふれられる場として地域への校庭の開放を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>学校の緑化の推進</b> 学校の校庭や屋上等の緑化を推進する。	校庭及び屋上の緑化を行うことで児童生徒の心身に及ぼす効果、教育的効果、環境保全効果、断熱効果、地域の景観向上、憩いの場の提供、ヒートアイランド化の抑制に役立てるとともに、自然に親しみ、学習していくことで、心豊かな児童・生徒に育つことにつながる。	<b>【校庭緑化】</b> 南新浜小学校 1,380 m <sup>2</sup> 新浜幼稚園 30 m <sup>2</sup> 南行徳幼稚園 40 m <sup>2</sup> 大洲幼稚園 13 m <sup>2</sup> <b>【屋上緑化】</b> 稲荷木小学校 273 m <sup>2</sup> 富美浜小学校 273 m <sup>2</sup> 第七中学校 960 m <sup>2</sup> 南行徳小学校 128 m <sup>2</sup> <b>【壁面緑化】</b> 南新浜小学校 100 m <sup>2</sup> 富美浜小学校 100 m <sup>2</sup> <b>【ベランダ庭園】</b> 第四中学校 32 m <sup>2</sup>	・建替えを実施する学校について、ビオトープ等を積極的に取り入れ、児童等が自然に触れる機会を創出する緑化整備を計画する。 (宮田小学校、第一中学校、市川小学校：基本構想・設計)

## ②環境学習等の推進

- ・小中学校の敷地内にトンボ池等身近な小動物や昆虫等が生息できる空間をつくり、生態観察を通して自然の大切さを学べる場の形成を推進します。
- ・子どもたちが、学校の花壇づくりや地域の農家の方々の協力のもと野菜づくりをしたり、収穫をしたりする農業体験、樹林地での自然体験活動等の環境学習を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>環境学習等の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クールアースデーを契機として児童生徒に環境の大切さを訴えかけ、環境保全のための行動を促す。</li> <li>・各校で、実態や計画に応じて、様々な環境保全活動や環境学習に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会活動等で、節電、節水、リサイクル活動が盛んに行われており、環境保全活動が定着している。</li> <li>・校内の緑化推進、学校園での栽培活動、グリーンカーテンの設置等に取り組む学校も見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全ての学校で、クールアースデーについて周知し、環境保全活動に取り組むことができた。</li> <li>・学校の実態や計画に応じて、様々な環境保全活動や環境学習が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全に対する意識を保ち、各校の実態や計画に応じた環境保全活動や環境学習を継続する。また、</li> </ul>

### 基本方針4

#### 民有地の緑を増やします

### 1) 緑あふれるまちづくりの推進

#### ①住宅地の緑化の推進

- ・戸建住宅の新築や改築時に対する緑化指導を進めます。
- ・公共性がある駐車場の設置にあたっては生垣等による緑化を指導・支援します。
- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、住宅地の庭やベランダに野鳥や昆虫の生息環境の一部を担う樹木や小池、水鉢を配置する等のエコアップを推進します。
- ・沿道の民有地では、潤いのある景観を形成していくとともに、地域の安全性を高めるために、ブロック塀の生垣化の助成制度を拡充します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>駐車場緑化助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の緑化に対する費用の一部を助成【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】</li> <li>・事業を実施する財団に対して補助金を交付する。</li> </ul>	都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド現象の緩和及び良好な環境の創出を図る	13件、500.18㎡	助成事業のPRを行い、これまで以上の緑化を推進する。
<b>美しいまち並み協定事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結者に対し、花苗と樹木を提供する。</li> </ul>	市民同士が協定を締結し、自宅前や庭先、通り沿いを花や樹木で彩ることで、まち並み景観が美しくつながる。	21協定 108軒	助成事業のPRを行い、これまで以上の協定締結を推進する。

## ②オープンガーデンの推進

- ・花や緑で飾られた市街地の庭は、市街地における街並み緑化にふさわしい役割を担うことから、オープンガーデンを推進し、人と人との交流や自然とのふれあいの場を創出します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>いちかわオープンガーデンの開催</b> 丹精こめた庭を広く公開いただく「まちなかガーデニングフェスタ」を実施・開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の活動成果を発表する場と地域交流の機会を創出する。</li> <li>・市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がる。</li> </ul>	「まちなかガーデニングフェスタ」参加者数 平成28年春:56件 平成28年秋:40件 「いちかわオープンガーデン」参加者数 平成29年春:63件 平成29年秋:36件 平成30年春:66件 平成30年秋:27件 平成31年春:53件 令和元年度秋:30件 令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため開催せず	「いちかわオープンガーデン」参加者の増加により、「市川」の魅力を市内外に広く発信する。

リーディング

## ③屋上や壁面への緑化の推進

- ・建築物の屋上、バルコニー、壁面の緑化は、市街地のヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから支援します。
- ・高層建築物には、周辺環境に配慮し、緑化施設整備計画認定制度による屋上等の緑化を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>屋上等緑化助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地域等、地上部に緑化施設を設けられない場所や、事業所等の広い屋上を有する施設を中心に、屋上等の緑化を促し、都市環境の改善に寄与させる【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】。</li> <li>・事業を実施する財団に対して補助金を交付する。</li> </ul>	建物の屋上、バルコニー、壁面を緑化することにより、都市の緑化を推進し、快適な環境を創出すると共に、ヒートアイランド減少の緩和、省エネルギー効果、及び生物の生息環境の創出が期待できる。	件数 39件 面積 1,505.5㎡ (平成13年度からの累計)	助成事業をPRし、緑化面積の増加を目指す。

## ④総合設計制度や地区計画等による緑化の推進

- ・市街地緑化の充実をめざして、総合設計制度や地区計画制度を活用して、幹線道路沿いや駅前地区等に公開空地や沿道の緑の確保を進めます。
- ・オープンスペースの創出に努めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>地区計画制度の活用</b> 関係権利者の合意により地区計画を定めることにより、沿道における緑地などのオープンスペースの確保や、地区施設としての緑地・広場の確保が可能となる。	緑地などのオープンスペースが創出され、良好な都市環境や、緑豊かなまち並み景観が形成される。	18地区において地区計画を定めた。 地区計画の内容に即して建築物の壁面等の位置を制限している。 平成29年度に市川塩浜第1期地区及び北方町地区の地区計画を新たに定めた。 16地区→18地区	地区計画制度に基づき、オープンスペースの確保を推進する。 緑化指導要綱により適正に緑化を推進していくことも検討する。

### ⑤緑地協定の推進

- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業では市民・事業者による緑地協定制度の適用を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>緑地協定の推進</b> 都市緑地法に基づき、土地所有者がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し市が認可する。	市民等が協力して地域の緑地の保全及び緑化を進めることとなり、良好な環境が確保される。 また、法律に基づき市が認可するため、長い期間にわたりその緑を保つことができる。	緑地協定 9箇所 (5.5ha)	左記を維持するとともに、新たな協定の推進を図る。

### ⑥商業・業務地の緑化の推進

- ・市川駅、本八幡駅、行徳駅の周辺等、商業・業務地においても緑化の推進に努めます。まとまった緑化スペースが確保できない中心市街地では、屋上や壁面への緑化、花鉢、ハンギングバスケットの設置等、少ないスペースを有効に利用した緑化を指導・支援します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>市川市花と緑のまちづくり財団への支援</b> 屋上や壁面などの緑化助成、花鉢やハンギングバスケットなどのガーデニング講座を行っている（実施は財団、市は補助金を交付）。	緑化助成は緑を増やすことにつながり、講座は緑に対する意識の向上につながる。どちらも緑の少ない市街地では緑の確保に効果的である。	・花と緑の講座 毎年10講座実施 ・緑化助成事業 生垣、屋上、駐車場の緑化について助成	助成事業や講座をPRし、緑化面積の増加を目指す。

リーディング

### ⑦工場等の緑化の推進

- ・「市川市環境保全条例」に基づく緑地面積の確保等、地域の緑を増やすため指導を行います。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>工場等の緑化の推進</b> 市川市環境保全条例に基づき、敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の工場・事業場に対し、緑化基準に応じた緑化を指導する。 (緑化基準：工場については用途地域により 10%~20%以上、事業場については用途地域に関係なく一律 10%以上) ※平成 19 年 7 月から条例に基づき指導しています。	地域の良好な生活環境の保全に寄与する。	緑化面積:1,011,790m <sup>2</sup> 800事業所 敷地面積:7,573,746m <sup>2</sup> 緑化率:13.4%	適宜、緑化指導を行う。

**基本方針5****水と緑のネットワークを形成します****1) 機能別のネットワークを形成する****①ビオトープネットワークの形成**

- ・生き物の生息・移動空間としての公園や樹林地等の拠点間を結ぶ河川や道路を緑化し、多様な生き物の移動が可能な生物多様性ネットワークの形成を進めます。
- ・樹林地等が分断される場所には多様な生き物が移動可能なエコロード等の手法を導入し、生息環境の分断を防止します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>小塚山公園の復元</b> 小塚山公園を復元することで堀之内貝塚公園と連携強化を図る。	外環道路と国道で分断されている小塚山公園と公園拡充予定地を結ぶエコブリッジを整備することにより、往来可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小塚山公園の園路整備及びエコブリッジ事業者である国土交通省首都国道事務所とのエコブリッジの形態（幅員、緑道等）の調整。</li> <li>・拡充地の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小塚山公園の園路整備、エコブリッジ完成</li> </ul>

**②防災ネットワークの形成**

- ・避難地としての役割を担う公園、緑地や江戸川河川敷を街路樹のある道路や緑道で結び、防災ネットワークの形成を進めます。
- ・避難路として役割を担う都市計画道路等では、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯として機能を有する緑化を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>生垣助成制度</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地接道部に対する生垣整備費用の一部助成【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】。</li> <li>・事業を実施する財団に対して補助金を交付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な緑量が増えて、緑あふれる街並景観の向上</li> <li>・ブロック塀の減少による防災や、延焼の防止効果</li> </ul>	4件、50.3m（延べ414件、6332.3m）	10件／年の生垣設置を推進する。

### ③レクリエーションネットワークの形成

- ・公園、緑地を結ぶ河川、道路沿いには、休憩施設を配置して、周辺の景観や史跡等、地域の特色を楽しむことができるレクリエーションネットワークを形成します。
- ・江戸川の河川敷は、重要な郷土景観及び市民が水辺の自然とふれあうレクリエーション活動ができる場として、水辺の自然を活かした整備を進めます。
- ・旧江戸川は、沿川地域のレクリエーションの軸として、歩行者空間の整備を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>江戸川活用総合計画の推進</b> 江戸川活用総合計画に基づき、江戸川をより利用しやすくするため、休憩施設や坂路等の施設整備を推進する。	広大な河川空間を生かした「市民が利用しやすい環境整備」について河川管理者と協議・要望し、レクリエーション活動ができる場の利便性の向上を図る。	行徳橋架替え工事期間において、国交省との調整を行い、サイクリングロードの連続性を確保。	・高潮堤防工事、橋の架け替えなどにより利便性が低下しないよう、利用者の動線確保等を要望する。 ・新たな賑わい空間の創出に向け、江戸川河川事務所や周辺自治会と協議を行う。

### ④風の道づくりの推進

- ・ヒートアイランド現象や大気汚染の緩和を図るため、江戸川や東京湾等の冷涼な川風や海風を市街地に運ぶ風の道づくりを進めます。
- ・江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図るとともに、調節池の周辺及び幹線道路の緑化を推進し、風の通り道を形成します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>街路樹整備事業</b> 市内の主要道路等において、街路樹の植栽及び植替えを行っていく。	潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。	街路樹132本、低木990本（平成28年度） 街路樹100本、低木1050本（平成29年度） 実績なし（平成30年度） 街路樹35本、低木21本（平成31年度） 実績なし（令和2年度）	引き続き、主要道路に街路樹を整備していく。なお、管理コストに留意して低木の必要性等の検討を行いつつも、樹冠の大きい高木の導入も検討する。

リーディング

### ⑤大規模な公園緑地等のネットワークの形成

- ・大規模な公園緑地等のネットワーク化をめざし、北西部では「水と緑の回廊」、南部では「緑の遊歩道」「緑のふれあいネットワーク」の形成を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>水と緑の回廊計画事業</b> 市内北部に残されている公園、緑地等を結ぶ散策ルートを設定し、散策マップを作成・配布する。	市内外の方々に市川市の貴重な緑を再認識していただく。	必要に応じてマップを配布した。	マップの更新を行い、現状と一致させる。

## 基本方針6

### 緑のパートナーシップを推進します

#### 1) 緑と花に対する関心を高める

##### ①啓発活動の推進

- ・緑と花のリーフレット、パンフレット、各種ポスター等、出版物を発行して啓発活動を推進します。
- ・屋上・壁面緑化等新しい緑化手法の紹介や緑地の維持管理に関する情報、緑地の管理ボランティアの募集等、「広報いちかわ」やホームページを通じて広く啓発します。
- ・自治会活動への参加や様々な企業イベントとタイアップして、緑に関するピーアール活動を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>ガーデニングシティ いちかわの推進</b> ・「ガーデニングシティ いちかわ サポーター」に対し、情報誌を送付する等、日々の園芸や各事業への参加を促し、美しいまち並みの実現を目指す。 ・「ガーデニングボランティア」の運営及びホームページ等を利用した登録者募集により、市民の活動機会を提供するとともに、まちづくりへの参加意識を高める。	市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がる。	「ガーデニングシティいちかわサポーター」登録者数 974件(令和2年度末現在) ※ガーデニングボランティアはサポーターと統合	各事業への登録者・参加者の増加により、美しいまち並みの実現を目指す。

リーディング

## ②緑と花のイベントの開催

- ・緑化フェアや花めぐりツアー等、緑と花のイベントを充実します。
- ・市民、事業者と幅広いパートナーシップを推進するために緑と花に関するコンクール、展覧会等を開催します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>桜まつり、バラフェスタの開催</b> 桜まつり（市主催）、バラフェスタ（財団主催）を開催する。	市の花「バラ」やソメイヨシノなど、彩り豊かな里見公園の魅力を発信することができる。	毎年、イベントを開催しているが、令和2年度は未開催。	来園者が増えるよう、イベントを充実させる。
<b>オープンガーデンの開催</b> ・「オープンガーデン」の実施・開催により、日頃の活動成果を発表する機会を創出するとともに、作品を見る人に対しガーデニングに取り組むきっかけを提供する。 ・「協働花づくり」の実施・開催により、育てた花を近所へのプレゼントや公共の場の彩り創出に活用いただくことで、美しいまち並みの実現と地域の交流づくりを図る。	市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がる。	「オープンガーデン」参加者数 写真39件(平成28年度実績) 寄せ植え14件(平成28年度実績) ・「協働花づくり」参加者数 (平成28年春)97人(平成28年秋)90人 「オープンガーデン」参加者数 写真34件(平成29年度実績) 寄せ植え12件(平成29年度実績) ・「協働花づくり」参加者数 (平成29年春)85人(平成29年秋)56人 「オープンガーデン」参加者数 寄せ植え11件(平成30年度実績) ・「協働花づくり」参加者数 (平成30年春)64人(平成30年秋)67人 ・「協働花づくり」参加者数 (平成31年春)87人(令和元年秋)60人	各事業への登録者・参加者の増加により、美しいまち並みの実現を目指す。

リーディング

## ③緑と花の講習会の充実

- ・市の木「クロマツ」、市の花「バラ」等の庭木や園芸種の講習会を開催するとともに緑と花に関する相談室を充実します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>花と緑の講習会の開催</b> 花に関する講座の実施【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】 園芸相談【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】	中高年の生きがいづくり、家庭園芸による身近な緑化の推進	毎年度以下開催 緑を守るボランティア講座（7回）、市川の緑地を知る講座（5回）、バラ年間育成講座（9回）、素敵なガーデニング講座（7回）、ナチュラルガーデン講座（8回）、やさしい園芸基礎講座（6回）、自分でできる庭木の手入れ講座（5回）ハンギングバスケットづくり講座（3回）、楽しい寄せ植え講座（3回）、親子で木工工作体験講座（3回）	講座を引き続き開催するとともに、時代ニーズや参加者の反応等を見ながら講座の内容を変更する。

## ④桜ネットワーク整備構想の推進

- ・桜並木および桜公園等のネットワーク化を推進します。特に、江戸川沿いに点在する既存の桜を連続させるため、堤防天端部を拡げて植栽し、里親制度で管理していく江戸川桜並木整備事業を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>桜並木整備事業</b> 江戸川沿いでの植樹可能な場所について、国と調整を行う。	良好な水辺空間の創出と思い出に残る郷土景観の形成につながる。	平成28年度 市川3丁目の高規格堤防(スーパー堤防)に桜を9本植える 平成29年度～令和2年度は実績なし	適地が見つかれば順次植樹を行う。



## 2) 緑と花の組織（人）をつくる

### ①緑の調査専門委員の活用

- ・市民や学識経験者の中から、緑の調査専門委員を委嘱し、緑の保全に関する市への意見、提言を始め公園のあり方等について意見や提言を求めます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和 2 年度末現在の状況	令和 7 年度目標
<b>みどりの基本計画改定事業</b> 学識経験者等を市川市緑の調査専門委員に委嘱し、専門的見地からの意見を取り入れる。	外部の意見を取り入れることで、より広く深い視点で施策の展開が可能となる。	実績なし	みどりの基本計画の次期計画策定及び公表

### ②緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進

- ・緑と花にかかわる様々な市民団体のネットワーク化を推進し、グループ間の情報交換や交流の機会等を設けます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和 2 年度末現在の状況	令和 7 年度目標
<b>花と緑の講習会の開催</b> 花に関する講座の実施【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】 園芸相談【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】	中高年の生きがいをづくり、家庭園芸による身近な緑化の推進	毎年度開催し、参加者同士の情報交換や交流機会の創出を図る。	講座を引き続き開催するとともに、時代ニーズや参加者の反応等を見ながら講座の内容を変更する。

### ③緑地の管理ボランティアの育成

- ・講習会やイベント等の周知活動を充実し緑地の保全や緑化活動に自主的に参加する緑地の管理ボランティアを育成します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和 2 年度末現在の状況	令和 7 年度目標
<b>緑のボランティア団体活動支援事業</b> 市内の市有緑地・公園や民有の樹林地などで緑地保全活動を行うボランティア団体（平成 27 年度末時点、全 10 団体）の活動を支援し、緑地保全の推進を図る事業。	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団との協働で各団体の支援を行うことで、市民の自然環境保全・緑地保全活動への自発的な参加を促す。	団体間の連絡会（いちかわ森の交流会）へ毎回担当者が参加し、各団体との調整や市政への協力を依頼している。また、全 10 団体の活動現場の視察を終えている。 平成28年度：10団体支援 平成29年度～令和2年度：各年度 9 団体支援	引き続き支援業務を行うとともに、生物多様性や緑地保全に関する団体と本市事業との連携を促進する。

#### ④（仮称）緑の市民大学の設置

- ・市民一人ひとりが緑や花に関心を持ち、緑地の保全や緑化活動に自主的に参加できるような知識や技術を提供する「（仮称）緑の市民大学」を設立し、生涯学習の一環として展開します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>花と緑の講座の開催</b> 花と緑に関する講座の実施【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】 （公園緑地課）	中高年の生きがいづくり、家庭園芸による身近な緑化の推進	平成28年度から令和2年度まで以下毎年開催 緑を守るボランティア講座(7回)、市川の緑地を知る講座(5回)、バラ年間育成講座(9回)、素敵なかーデニング講座(7回)、ナチュラルガーデン講座(8回)、やさしい園芸基礎講座(6回)、自分でできる庭木の手入れ講座(5回)ハギングバスケットづくり講座(3回)、楽しい寄せ植え講座(3回)、親子で木工工作体験講座(3回)	講座を引き続き開催するとともに、時代ニーズや参加者の反応等を見ながら講座の内容を変更する。

### 3) 緑と花の活動への支援

#### ①市民参加の公園・緑地づくり

- ・新たな公園の整備及び今ある公園の改修、公園の再整備や機能分担については、市民が主体となって計画策定に参加する等、利用者の意見を踏まえた公園づくりや公園利用のルールづくりを進めます。
- ・街区公園等の身近な公園・広場、道路の緑については、市民の創意工夫に基づく維持・管理（ボランティアの活用）を推進します。
- ・市民参加の公園計画や管理については、市が支援していきます。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>公園再編事業</b> 公園のリニューアル計画に合わせて住民とのワークショップを開催し、参加することで、身近な公園として親しみを持ってもらう。	大規模公園のリニューアルを進めると共に、同じような小規模公園のリニューアルに合わせて機能分担を図り、新たな魅力ある公園として活用する。	実施なし	公園のリニューアル計画の策定及びモデル地区の整備

#### ②市川市花と緑のまちづくり財団の協力・支援

- ・市民・事業者・市の協力体制を確立し、本計画の施策を推進するために、市民活動を支援する窓口となる花と緑のまちづくり財団の支援、拡充を図り、まちの緑づくりのための活動を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>花と緑の活動への支援</b> 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団が行う事業に補助金を交付する。また、連絡窓口となる。	緑溢れる街づくりのため、緑化推進を行い、また、市民に対して緑と花に関する啓発やアドバイスをすることで、緑と花に関心を持って自発的に緑化活動に取り組む市民の育成を図る。	生垣（平成元年～） 414件 (6,332.3m) 屋上緑化（平成13年～） 39件（1,506㎡） 駐車場 21件（679.16㎡）	引続き同額程度の支援を継続する。

リーディング

#### ③公園ボランティアへの支援

- ・公園、緑地の清掃や花壇の花植え、管理等のボランティア活動を支援します。

- ・公園内の一部に収益の上がる有料施設を設置し、市民団体やNPOの協力を得ながら管理運営を行い、その収益を緑の維持管理に利用する等、新たな維持管理手法や体制づくりを進めます。
- ・事業者公園、緑地の管理の一部をサポートしていただき、支援内容に応じて「企業PR」ができる方策を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	令和2年度末現在の状況	令和7年度目標
<b>いちかわガーデニングクラブ</b> 公園でガーデニングを行う団体に年に3回花苗を提供している（財団が実施、市は補助金を交付）。	彩り豊かな公園につながっている。また、活動者の生きがいにもなっている。	46箇所で開催中	引き続き活動を継続してもらう。
<b>市民参加による公園等の管理作業</b> 市民団体と協定を締結し、同団体が公園等の管理作業（清掃、草刈）を行う。	身近な公園に対する愛着心が醸成され、地域コミュニティ活動の推進と地域の美観が向上される。	・協定締結団体数 70団体 ・公園等の箇所 104箇所	引き続き活動を継続してもらう。